

ゆつらつとした景観

景観を守り育てるためのルール  
「ゆつらつ」と「きれから」

旧柳川市で全国に先駆け  
景観を守る条例を施行

合併前の旧柳川市では、昭和46年、高度成長の波に乗って掘割沿いの景観が損なわれるのを防ぐため「柳川市伝統美観保存条例」を制定しました。当時としては、景観を守るために市が条例を定めることは珍しく、全国に先駆けた取り組みでした。

平成16年には、市内に高い建物の建築が相次ぎ、旧城下町の落ち着いた景観が損なわれそうになったことから、「柳川市建築指導条例」を制定。主に旧城下町で高さ16m以上の建物や鉄塔などの建築を制限しました。

しかし、いずれの条例も法的な強制力がなく、あくまでも協力を呼びかけるだけの「お願い条例」の域を出ないものです。合併後も新しい市に条例は引き継がれましたが、柳川らしい景観は失われつつあります。

開発で昔ながらの景観が失われるのは、本市に限ったことではありません。全国的に同様の問題が発生しています。しかし、人々の価値観が物の豊かさから、心の豊かさへと転換するにつれ、景観そのものの価値やそれを守ることの大切さに、人々の目が向けられるようになってきました。そこで景観についての総合的な法律として、景観法が平成17年に施行。本市は柳川らしい景観づくりを市独自に進めるため、平成19年6月、景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画の策定や条例制定を目指すことにしました。

景観計画を策定する目的は、先人たちから受け継いだ「ふるさと」の風土を守ることはもちろんですが、「住環境の魅力向上」と「地域産業の振興」につなげる目的もあります。つまり柳川らしい自然や歴史が感じられる風景を磨くことで、市外の人が柳川に住んでみたいと思うまち並みにして、住む

人を増やしたいということ。また、美しい水郷柳川のイメージを上げることは、観光はもちろん農産物や海産物などのブランド力の向上につながります。農漁村でも地域の魅力を再発見しながら景観づくりを行うことで、地域の活性化が期待できます。

計画策定には景観に対する  
市民の皆さんの想いを反映

現在、市が策定している景観計画は景観法に基づき、これからのように景観づくりを進めるかを明らかにするための計画です。加えて取り組みに実効性を持たせるために、計画と合わせて「柳川市景観条例」を制定する予定です。

計画の策定に当たっては、地域ごとに景観の特徴や歴史的な成り立ちを分析。守るべき景観を明らかにするとともに、解決すべき課題をあぶりだししました。また、市民の皆さんが現在の

エリアごとの景観づくりの考え方

中心市街地エリア  
城堀周辺・旧城下町地区

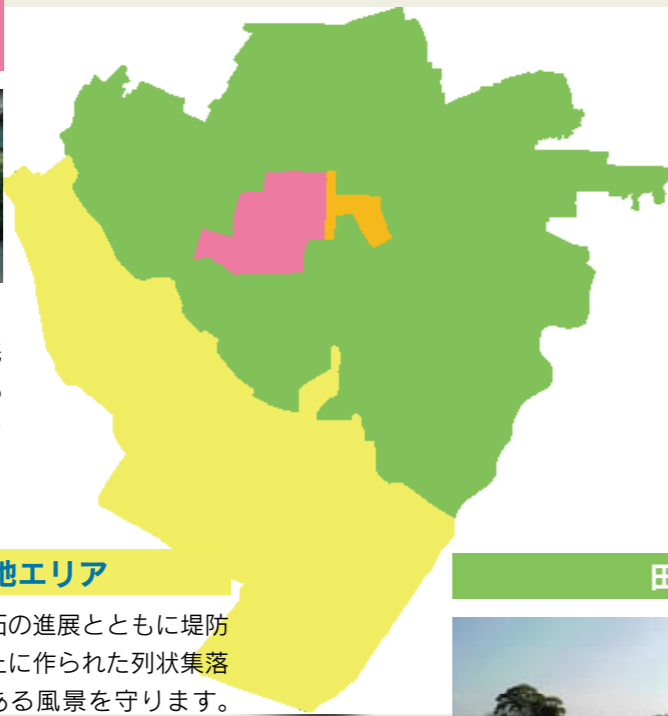


柳川の景観を代表するエリアととらえ、城下町の名残を残す掘割や小路、歴史ある建造物など歴史と文化を物語る景観を守ります。

中心市街地エリア  
西鉄柳川駅周辺地区



柳川の玄関口としてふさわしい景観を整えます。また土地区画整理事業の区域では、定住化に結びつく快適なまち並みづくりを行います。



有明海・干拓地エリア



干拓の進展とともに堤防の上で作られた列状集落のある風景を守ります。また、有明海に向けて広がる干拓地の農地の景観を守ります。

田園エリア



広々とした田園が広がり、水路が縦横に横たわる、穏やかな農村風景を守ります。また、景観に彩りを添える集落内の樹林を守ります。



▲7月に水の郷で景観座談会が2回にわたり開かれた

景観をどう思い、どう守るべきかを尋ねるため、2000人を対象にした住民意識調査を実施したほか、まちづくりや環境問題に取り組んでいる市民団体からの聞き取り調査を行いました。また、市内の小中学生に「私たちの校区のおすすめの風景」と題した絵を描いてもらったり、景観座談会を7月に2回開催したりして、計画への市民の皆さんからの意見の反映に努めました。

平成21年11月には、学識経験者をはじめ市内の商工業や不動産業、広告業、市議会などの代表18人で組織する「柳川市景観計画策定委員会」を組織。これまでに8回の会合を開き景観計画の素案に検討を加えています。

景観づくりのキーワードは  
「ゆつらつ」と

市が策定している景観計画では、基本理念を「ゆつらつ」と「柳川時間の流れる景観づくり」と定めました。本市は福岡都市圏に近い環境にありながら、都市にはないゆつたりとした独特の時間の流れがあります。その時間の流れをつくりだしているのが、掘割を巡る緩やかな水の流れや、水郷独特の景観です。柳川時間の流れる風景を、ゆつくりと確実に「守り」「整え」「生かし」「育む」ことで柳川らしいまちづくりを進めます。

このために市内全域を景観計画区域に指定し、市内を「中心市街地エリア」「田園エリア」「有明海・干拓地エリア」の3つに分けて、特性に応じた景観づくりを進めます。さらに中心市街地エリアは、「城堀周辺地区」「旧城下町地区」「西鉄柳川駅周辺地区」に細分類し景観重要地区に選定することになっています。この地区は、掘割が巡るなど柳川の景観を代表することから、きめの細かいルールを設けることにしています。

素晴らしい景観は、訪れる人だけでなく、誰もが共有できる財産です。しかし市だけでこの景観を守り育てることはできません。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

合併前の旧柳川市では、旧城下町を中心に景観を守るためのルールを設けてきました。良好な景観は、住む人に安らぎや誇りをもたらします。それは旧城下町の景観だけに限りません。のどかな田園の風景や広々とした干拓の風景も、かけがえのない財産です。これまでの経過とこれからどのように景観づくりを進めようとしているのかを紹介します。

